

## 株式会社〇〇〇〇介護施設 ご利用にあたって

いまや、介護はとても複雑な制度となっています。一度にすべてのご説明をしても理解できるものではありません。そこで、基本的な事柄をわかり易くまとめてみましたので、ご利用下さい。

当社は、4種類の事業所で利用者様の生活支援をします。

1	有料老人ホーム（住宅型）	食事提供、洗濯・掃除等の家事や健康管理等、日常生活に必要なサービスが付いたアパートのような住居施設です。
2	通所介護（デイサービス）	日常の介護、生活についての必要な世話や機能訓練を受ける介護保険をつかったサービスができる施設です。
3	訪問介護（ヘルパーセンター）	ヘルパー（訪問介護員）がご自宅やお部屋に伺って、ご家族や介護支援専門員と連携して日常の介護にあたります。
4	訪問看護（ホームナーシング）	訪問看護員（看護師・准看護師）がご自宅やお部屋に伺って、医師の指示のもと医療処置や看護にあたります。

有料老人ホームは老人福祉法、その他の事業所は介護保険法に準じる事業所です。各事業所は目的や法律や制度が異なりますので、各事業所との契約がそれぞれ必要です。

これから契約をする株式会社〇〇〇〇が運営する事業所は次のとおりです。

住宅型有料老人ホーム	名称 〇〇〇〇	電話 ###-###-####
通所介護事業所	名称 〇〇〇〇	電話 ###-###-####
訪問介護事業所	名称 〇〇〇〇	電話 ###-###-####
訪問看護事業所	名称 〇〇〇〇	電話 ###-###-####

それぞれの事業所には、個々に重要事項説明書があります。各事業所を利用するうえで、大切な事柄を何点かまとめましたので、ご理解・ご了承下さい。

1. 各事業の契約書及び重要事項のご説明が終わりましたら、同意欄にサインをいただきます。
2. 契約により、利用者様に対して安全で安心できる生活の支援が始まります。
3. 関係するサービス担当者が連携して、利用者様の要介護状態や健康状態をご報告させていただきます。
4. しかし、利用者様の健康状態の急変や転倒骨折などの危険があります。利用者様の病気や事故が当方の過失にある場合は、損害賠償責任保険により速やかに対応致します。
5. 当社事業の利用料金が一定期間未納の場合、契約は解除となります。利用者様ご本人による支払が困難な場合は、各契約書に記名のある代理人、代筆者が連帯して債務を負担していただくものとします。

このたびの契約に関して、重要事項の説明をさせていただき担当者です。今後、心配事やご相談などありましたら、何なりとお申し付けください。

以上の事をご理解いただき、契約に進ませていただきます。

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇